

会議の名称	(番号) 2 - 1 5	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	令和5年7月7日(金)午後3時から午後4時05分まで	
開催場所	8階 81会議室	
出席者数	委員 3名 区 13名 事務局 4名	<p>【委員】鈴木利治委員長 阿部かおり委員 田尾亮介委員</p> <p>【区】総務部長 総務部参事2名</p> <p><公共施設マネジメント推進課> 公共施設マネジメント推進課長 主査2名</p> <p><総務課> 主査1名</p> <p><厚生課> 厚生課長 主査1名</p> <p><道路公園課> 道路公園課長 主査1名</p> <p><教育委員会事務局> 学校改築計画担当副参事 主査1名</p> <p>【事務局(契約課)】 係長1名 主査1名 主任1名 係員1名</p>
議 題	<p>【報告案件】</p> <p>1 前回審査委員会の会議概要等の公表について(令和4年度下半期分)</p> <p>【審査案件】</p> <p>1 令和5年度上半期発注案件から抽出した審査案件(5件)</p>	
配付資料	1 墨田区入札等外部審査委員会資料	
会議概要	<p>1 報告案件</p> <p>(1) 前回の会議概要等の公表について 令和5年6月1日に区のホームページ外で公表した。</p> <p>(2) 令和4年度下半期の契約案件について 案件数は工事案件90件、物品・業務委託14件、合計104件であった。この中から工事案件4件、物品・業務委託1件を田尾委員が抽出した。</p> <p>(3) 指名停止について 令和4年12月に行った指名停止 1件 (2年以内にD評価を2回 3ヶ月停止) 令和5年2月に行った指名停止 2件 (東京オリンピック・パラリンピックで談合・独占禁止法違反 5ヶ</p>	

	<p>月の停止)</p> <p>令和5年3月に行った指名停止 2件 (東京オリンピック・パラリンピックで談合・独占禁止法違反 5ヶ月の停止)</p> <p>2 抽出案件の審査</p> <p>田尾委員が抽出した次の入札及び契約について、墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第2号の審査を行った。</p> <p>(主な質疑、意見等は、別紙のとおり)</p> <p>なお、これらの入札及び契約につき、要綱第2条第3号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。</p> <p>(1) 旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体工事</p> <p>(2) 庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修工事</p> <p>(3) 錦糸中学校排水管路耐震化工事</p> <p>(4) 亀沢のぞみの家昇降機設備取替工事</p> <p>(5) 墨田区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施に関する業務委託</p>
所 管 課	総務部契約課

1 旧すみだ環境ふれあい館等複合施設解体工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が低いのはなぜか？	<p>本件については、低入札価格調査を実施している。区では解体工事に使用する重機類や足場、防音パネル等についてリース料を含んだ積算による予定価格となっている。落札業者を調査したところ、自社保有の重機類を活用できることのほか、重機オペレーターも在籍しているなど、自社で賄うことができるため低額で応札したということであった。</p> <p>調査結果として、低入札ではあるが、落札した事業者において履行上の問題はないと判断し、契約締結をした。</p>
他の2者も低入札であるが原因はなにか。また、積算のガイドラインはあるのか。	<p>他の応札3者のうち2者も低入札価格調査帯の応札である。重機類について、区がリースを前提に積算しているものの、これらの応札者は自前の重機類等の活用ができるため、低入札価格帯での応札になったと思われる。</p> <p>積算のガイドラインというものは無い。</p>

2 庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
契約金額が最も高い案件として抽出したが、この工事及び庁舎リニューアルプランについて説明を願いたい。	<p>区が策定する庁舎リニューアルプランに基づくものである。工事内容としては、庁舎の地下1階から地上5階までの空調設備を改修するという工事で、ジョイントベンチャー方式での制限付き一般競争入札としたものである。庁舎リニューアルプランについては、庁舎の外壁工事をはじめ、エレベーターの改修、LED化する工事、トイレの改修（和式から洋式へ）等を行ってきた。このプランにおいて、空調設備工事を行うものである。</p>
1つのJVが入札を辞退しているが、その前兆があったのか。	<p>もう一つのJVも入札参加を表明し、区から入札参加者として決定され、設計図書を入手し、経費積算等応札に向けて検討していた</p>

	<p>と思われる。結果的に辞退しているが、その前兆は無かった。</p> <p>業務をしながらの工事となるため、技術的難易度が高いこと、すでに区発注工事で他所のJVによる空調工事が行われており、技術者の配置ができないことなどから1者応札となったと推察している。</p>
--	---

3 錦糸中学校排水管路耐震化工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>二度にわたって不調となっているが原因と今後の対応について説明願いたい。</p>	<p>1回目の入札では4者を指名したが全者とも辞退となった。その理由については、施工体制が整わないという理由が2者、外に手持ち工事が多くあるので対応できないというところが1者、技術者の配置が困難であるというところが1者であった。</p> <p>2回目の入札では、技術者の配置が困難であるというところが3者、技術者の配置が困難であるというところが1者で全者辞退となり2度目の不調となった。</p> <p>今後の対応については、さく井(井戸)での発注ではなく、土木工事としての発注を予定している。</p>
<p>井戸を新しく掘るという工事なのかそれとも排水管路耐震化工事名からはさく井とは違う工事なのか。</p>	<p>基本的には新しく井戸を掘るという工事になる。</p>

4 亀沢のぞみの家昇降機設備取替工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>この工事については、一度不調となって随意契約としているが、その判断はなにか。</p>	<p>当初は、業種をエレベーター希望制指名競争入札としたが全4者が辞退し不調となった。辞退理由は部品の納期が長期化するおそれがあるというところが2者、現場技術者が不足するというところが1者、施工条件が合</p>

	<p>わないというところが1者であった。</p> <p>本件については、本来は再度入札をするものであるが、工期において制約がある施設であり、もう一度入札する時間が無かった。</p> <p>このため再度、ヒアリングを行い本区で実績があり、工期内で施工できる事業者と随意契約をしたものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当）</p>
--	--

5 墨田区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施に関する業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>緊急特例による随意契約という理解でよいか。また、本件事業はこれまでもあったように、国が主導しつつも、地方公共団体が実施する「自治事務」という位置づけか。</p>	<p>随意契約の理由としては、国からの通知により11月1日から業務を開始しなければならない事業で、確実に業務を履行することができる事業者を早期に選定する必要があったものである。</p> <p>本事業は、国の給付事務として地方公共団体が実施する「自治事務」である。</p>
<p>短期間の業務委託にもかかわらず契約金額がやや高額であると思うがどうか。</p>	<p>契約金額については高額ではあるが、2月28日までと履行期限が決められており、短期での業務委託を確実に履行できる事業者として指定したものである。</p>